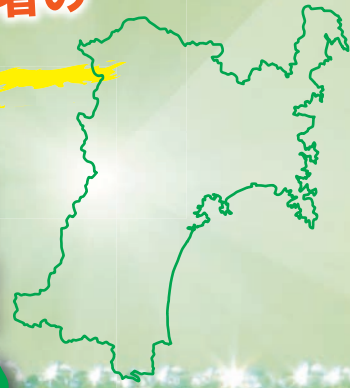




チャレンジ精神の豊かな中小企業者、創業者の
ビジネスチャンス創出・拡大をサポート!!



宮城・仙台富県 チャレンジ応援 基金事業 助成金事業

「富県宮城」の実現に向けた取組を加速するため、地域資源等の活用による創業・新事業展開等に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の助成を行います。

平成27年度募集期間

第1期 5/15金 ~ 6/5金



創業・新事業創出 支援事業

助成対象事業

地域資源[※]や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品・新サービスを提供するための商品開発等を行う事業

ただし、高付加価値型産業育成支援事業を除く

※地域資源とは農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等をいう。

助成対象者

- 1) 創業を行う者
- 2) 新事業展開を行う者
県内に主たる事業所を有する
中小企業者及びそのグループ
- 3) 県内に主たる事業所を有する
NPO法人等

助成金額

1件当たり上限200万円以内
(過去に採択を受けた事業を継続の場合は
1件当たり上限300万円以内)

助成率

助成対象経費の1/2以内

助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内

産学連携型産業育成 支援事業

助成対象事業

大学等学術研究機関等との産学連携を通じて、新技術・新製品の研究開発等を行う事業

助成対象者

県内に主たる事業所を有する
中小企業者及びそのグループ
(学術研究機関等と連携し、高度な技術・製品開発に取り組む者)

助成金額

1件当たり上限500万円以内

助成率

助成対象経費の2/3以内

助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内



高付加価値型産業育成 支援事業

(略称:リーディング・ビジネス支援事業)

助成対象事業

高付加価値サービスを生み出すため、先導的な取り組みが進められている次の5分野における製品・サービスの研究開発及び事業化を行う事業

- 1) 健康福祉・医療産業
- 2) 創造的産業
- 3) 食産業
- 4) 災害関連産業
- 5) 集客・交流産業

助成対象者

創業2年以上の者で次のいずれかに該当する者

- 1) 県内に主たる事業所を有する
中小企業者及びそのグループ
- 2) 県内に主たる事業所を有する
NPO法人等

助成金額

1件当たり上限500万円以内

助成率

助成対象経費の2/3以内

助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内



(例)「創業・新事業創出支援事業」宮城県内A社の場合(製造業)

商品開発費

- ・試作用の材料費
- ・試作用の機械設備
- ・試作用の外注加工費等

+

販路開拓費

- ・展示会出展費
- ・ホームページ作成費等

= **500万円**
(事業予定額)

申請・審査
交付決定

助成金交付決定の日から12ヶ月以内に全額A社が支払い

事業終了後「実績報告書」を提出

支給額は助成対象経費の1/2以内で
助成金額上限200万円

助成対象経費

経費区分	内容
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費
研究開発費	原材料費(研究開発等に係る原材料及び副資材の購入に係る経費) 機械装置又は工具器具費(購入(50万円未満のものに限る。50万円以上のものは注3のとおり)、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費) 外注加工費、試作費、実験費、調査研究費、システム開発費 知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
委託費	ホームページ作成費、デザイン料、通訳・翻訳料、事業可能性調査費
事務費	会議費、会場借料、展示会等への出展料(基本小間料に限る)、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、借料・損料、研修費(受講料、原稿料等)

注1) 交付決定後に発生した経費であり、機構理事長が必要かつ適当と認められた経費が助成対象となります。

注2) 研究開発費は量産に係る経費ではなく、研究開発等のために必要な経費を対象とします。

注3) 機械装置又は工具器具費は、事業計画実施のために必要不可欠なものに限り、
また、50万円未満のものを除きリース、レンタルなど合理的方法によることを原則とします。

注4) 委託費は助成対象経費全体の50%未満までとなります。

注5) 消費税及び申請者の役員・社員の人件費等は助成対象になりません。

注6) 同じ事業内容で他の補助金、助成金を重複して利用することはできません。

注7) 汎用性のある(他の用途に転用できる)もの※は、助成対象になりません。

※パソコン(タブレット含む)、プリンター、文房具等



実施スケジュール

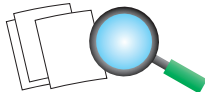
募集期間中に応募

概ね2～3週間程度の募集期間を設けます。

※申請額が交付決定予定額を超えた場合、早期に募集を終了する場合があります。

資格審査

提出された応募書類に対して資格審査(書類確認)を行います。



審査・助成金交付決定

応募書類の審査及び申請者による事業計画のプレゼンテーションを経た後、外部審査委員の評価により、助成金交付決定を行います。

助成金の支払い

原則として助成対象事業終了後(助成金交付決定の日から12ヶ月以内)、確定検査を経て助成額の確定を行い、支払いとなります。

お問合せ及び応募先

申請に当たり事前相談に応じますので、早めにご相談ください。

なお、相談(申請書提出)先は、原則として申請者の所在地によって以下のとおりとなります。

県内所在で仙台市以外の方

公益財団法人 **みやぎ産業振興機構**
事業支援課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階

TEL 022-225-6697 FAX 022-263-6923

Mail soudan@joho-miyagi.or.jp

URL http://www.joho-miyagi.or.jp/

仙台市内所在の方

公益財団法人 **仙台市産業振興事業団**
新事業推進課

〒980-6107 仙台市青葉区中央1丁目3番1号(AER7階)

TEL 022-724-1212 FAX 022-715-8205

Mail shiencenter@siip.city.sendai.jp

URL http://www.siip.city.sendai.jp/

上記にお問合せやご相談等の後、助成金交付申請書を作成し、必要書類を添付の上、それぞれの応募先へ提出してください。

交付申請書等は URL <http://www.joho-miyagi.or.jp/ouen> からダウンロードできます。

※なお、この事業に採択された企業は「宮城県事業復興型雇用創出助成金」の申請対象となります。

詳細は [宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページ](#) をご覧ください。